

上尾市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

島山 稔

上尾市条例第16号

上尾市職員定数条例の一部を改正する条例

上尾市職員定数条例（平成23年上尾市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「13人」を「14人」に改め、同項第2号中「946人」を「1,027人」に改め、同項第4号中「7人」を「8人」に改め、同項第5号中「5人」を「6人」に改め、同項第7号中「6人」を「7人」に改め、同項第8号中「167人」を「172人」に改め、同項第9号中「328人」を「383人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。